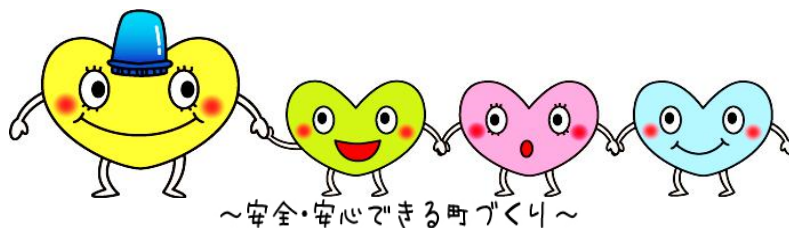


令和5年度 電柱へのLED防犯灯の新設 申請の手引



地域のこころでみんなを守ろう

令和5年3月

問合せ先：横浜市市民局 地域防犯支援課
電話番号：671-3709
F A X : 664-0734
提出先：港北区役所 地域振興課
住所：港北区大豆戸町 26-1
電話番号：540-2235

※F A Xでの提出はできません。必ず原本を御提出ください。

この事業は、令和5年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

1 LED防犯灯設置事業について

1 申請について

【申請】＜電柱へのLED防犯灯の新設＞

夜間の歩行の安全確保と犯罪の防止を図るために、多くの地域の方が通行する公衆の用に供する道路を照明する場所で周囲に明かりが無く、「横浜市防犯灯設置基準」を満たしている東電柱またはNTT柱がある場所にLED防犯灯を設置します。

＜設置基準により対象外となる例＞

マンション敷地内を照明するもの／公園内を照明するもの／子どもの遊び場内を照明するもの／神社仏閣の敷地内・参道を照明するもの／駐車場内の照明／自治会町内会館の敷地内を照明するもの／民家敷地（庭等）を照明するもの／その他、道路ではない場所を照明するもの 等

2 スケジュール

申請書の提出期限（区役所地域振興課）提出期限内に早めにご提出ください.....	5月31日（水）まで
審査・調査期間 ・お問い合わせの連絡をさせていただくことがあります・	5月～1月（予定）
施工期間	10月～2月（予定）

新設場所に選定された場合には、順次、工事業者から自治会町内会（申請書に記載された代表者または連絡者）に工事日程等について連絡します。

選定から漏れた理由について、次年度の申請有無、申請の優先順位の御検討等のためにお知りになりたい場合は、恐れ入りますが、令和6年2月以降に市民局地域防犯支援課までお問合せください。

3 申請者

自治会町内会長 または 連自治会町内会長

4 書類提出期限・提出先・問合せ先

提出期限：令和5年5月31日(水) 必着

(設置工事期間が限られているため、必ず期限内に提出してください。)

提出先：区役所地域振興課 ※手引き表紙に連絡先等記載しています。

問合せ先：市民局地域防犯支援課 TEL：671-3709

5 提出書類

申請1か所につき、下記の申請書が必要となります。

複数の申請がある場合、1か所ごとに、書類を御提出いただくことになります。

<下記①から③までは必須>

①令和5年度LED防犯灯新設申請書(電柱)【提出書類1】

②防犯灯地図

※新しい防犯灯地図を区役所地域振興課で受け取ってください。

③設置場所の写真

<申請場所が私道又は私有地の場合には下記④も必要>

④防犯灯設置承諾書【提出書類2】

※私道・私有地の場合、土地の所有者の設置承諾が条件となりますので、承諾書をいただけない場合は設置できません。

※記載いただいた優先順位の高い順番で、必ずしも設置ができるという訳ではございません。

II LED防犯灯を新設する際の注意点

＜電柱への新設の注意点＞

LED防犯灯は、蛍光灯防犯灯に比べて、眩しさを感じやすい照明です。

家屋に近接したところに設置を希望する場合は、リビング、寝室、玄関などに光が差し込むことがございますので、必ず近隣にお住まいの方など関係者の御理解を得たうえで申請を行ってください。

また、田畑がある場所に設置するような場合も、野菜や庭の植物等に影響を及ぼす可能性がありますので、耕作者等への御確認をお願いいたします。

後に、トラブルの原因になることがありますので、御協力くださいますようお願いいたします。

＜場所の選定について＞

- (1) 東電柱及びNTT柱が設置の対象になります。申請先に、東電柱及びNTT柱の両方がある場合には、東電柱を優先してください。
- (2) 他の屋外照明との距離がおおむね25m以上ある場所を選定してください。
- (3) LED防犯灯は、原則地上から4.5m以上の高さの位置に設置します。
- (4) 多くの地域の方が通行する道路を照明する場所を選定してください。行き止まり道路など、特定の人しか利用しない場所には設置できません。
- (5) 申請場所は、原則として、申請を行う自治会町内会の区域内となります。自治会町内会が構成されていない空白地など、区域外への設置を申請される場合は、申請した防犯灯の日常の見守りをお願いします。
- (6) 樹木の繁茂により防犯灯への影響が予想される場所については、土地所有者等により樹木の剪定をしていただく必要があります。

＜その他＞

- (1) LED防犯灯の設置については、次のような問題が生じる恐れがあります。
 - ア リビング、寝室、玄関などに光が差し込み、気になることがある。
 - イ 野菜や庭の植物に影響を及ぼすおそれがある。
- (2) 設置基準を満たしていても、施工上の問題で設置できない場合があります。あらかじめ御了承ください。

(例) 電柱に看板などの工作物や電線などの障害物などがあり、LED防犯灯を設置するスペースがない場合
- (3) 灯具が設置されてから通電するまでに要する期間は、1か月～2か月程度が目安です。しかし、東電柱の支線柱やNTT柱などで電力線が敷設されていない電柱の場合は、この期間が数か月に及ぶ場合もあります。

III 記入見本

1 令和5年度 LED防犯灯新設申請書（電柱）【提出書類1】

令和5年度LED防犯灯新設申請書（電柱）

令和5年 月 日

申請書を記入した日付です。

審査・調査の参考に
しますので、記載を
お願いします。

代表者と連絡先
が同一の場合は
記入不要です。

治会町内会名：

優先順位

位

代表者住所：横浜市 区

代表者氏名：

代表者電話番号： - -

昼間に連絡のとれる
電話番号を記入してください。

連絡者氏名：

連絡者電話番号： - -

1 電柱へのLED防犯灯の設置について、次の場所に申請をします。

【電柱番号について】

東京電力、NTTの番号が両方ある場合は両方とも記入してください。あるものを○で囲ってください。
電柱に番号がない場合は、「電柱番号なし」と記入してください。

電柱番号	(例：東電柱の場合「横浜123」・NTT柱の場合「関内支R7/8」など)	
電柱の場所	公道上	私道 または私有地

【電柱の場所について】

電柱が建っている場所として該当する方へ○を記入してください。

周囲に屋外照明灯が無い	<input type="checkbox"/>
その他（具体的に記入してください） 理由	<input type="checkbox"/>

該当する項目に○を記入してください。
具体的な理由がある場合は、その旨、記入してください。

2 申請に当たっての必要書類の確認（確認したうえ○をつけてください。）

チェック欄	項目
<input type="checkbox"/>	区連会資料、新設申請の手引き及び令和5年度新設工事について（お知らせ）の内容を確認しています。

申請1か所につき、
申請書を一式御提出ください。
ボールペン等で記入してください。

指定の資料の内容を御確認いただいた上、○を記入してください。

3 防犯灯設置承諾書【提出書類2】

「私道または私有地」に○をした場合は必ず添付してください。公道上への申請の場合は不要です。

4 防犯灯地図

防犯灯地図に申請場所を記入の上、必ず添付してください。

5 申請場所写真

（設置場所を特定し、誤設置を防止するため、写真添付をお願いします。）

- ・ 枠内に上から貼り付けてください。
- ・ 縦写真でも横写真でもどちらでも構いません。
- ・ 別紙に添付したものでも構いません。

設置場所の特定のため、
写真の貼付をお願いします。



- ・ 周囲の風景と申請対象と一緒に写るように撮影してください。
- ・ 「電柱へLED防犯灯を新設」する場合は電柱の根元が見えるように撮影してください。

◎ 提出前に必ず御確認くださいようお願いします。

- ・ この申請により設置されたLED防犯灯について、自治会町内会で日常の見守り（故障の発見、連絡及び繁茂した草木の除去等）を行っていただきます。
- ・ 多くの地域の方が通行する道路を照明する場所を選定してください。行き止まり道路など、特定の人しか利用しない場所には設置できません。

【申請締切】 令和5年5月31日（水）必着でお願いします。

【提出場所】 港北区役所 地域振興課 電話番号 045-540-2235

【問合せ先】 市民局 地域防犯支援課 電話番号 045-671-3709

3 防犯灯設置承諾書【提出書類2】

<p>自治会町内会名 〇〇自治会</p> <p>自治会町内会名を記入してください。</p> <p style="text-align: center;">防犯灯設置承諾書</p> <p style="text-align: right;">記入日 令和 月 日</p> <p>横浜市長</p> <p>土地の所有者が記入、押印してください。 ※自署した場合は押印を省略できます。 ※スタンプ印は無効です。</p> <p>設置を行う土地の住所を記入してください。なお住所は、「LED防犯灯新設申請書(電柱)」で記入した住所と同様となります。</p> <p>承諾する土地 横浜市△△区□□</p> <p>承諾する柱 <u>東電柱</u> ・ N T T 柱</p> <p style="text-align: center;">該当する柱に○を記入してください。</p> <p><small>※ボールペン等で記入してください。 ※土地所有者が法人の場合は、法人住所、法人名、代表者職氏名を記載の上、代表者印を押印してください。</small></p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">提出書類 2</th> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">※市役所記入欄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区名</td> <td style="text-align: center;">区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">整理番号</td> <td style="text-align: center;">- - /</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">印</p> <p style="text-align: center;">承諾書を記入した日付です。</p>	提出書類 2		※市役所記入欄		区名	区	整理番号	- - /
提出書類 2									
※市役所記入欄									
区名	区								
整理番号	- - /								



東京電力も使用しているN T T 柱

電柱の所有者の見分け方は次のとおりです。

(1) プレートが1枚ついている場合

プレートを付けている会社が電柱の所有者となります。

(2) プレートが2枚ついている場合

下側に付いているプレートの会社が電柱所有者となります。

(3) プレートがついていない場合

プレートがついていない電柱へ申請される場合は、市民局で所有者を調べますので、具体的な場所(住所)等をお知らせください。